



事務所通信 一期一会

Progress

～進歩～

令和6年12月号(広告)
2024年12月1日発行
三宅税理士法人
代表社員 鳥越 俊佑
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第211号
発行担当者: 杉井瑞季

あっという間にカレンダーが残り1枚となりました。今年は災害や猛暑に見舞われ厳しい1年となりましたが、オリンピックなど明るいニュースもありました。皆様はどのような1年を過ごされたでしょうか。

これから寒さも厳しくなってきました。年末年始の準備などで忙しくなる時期でもありますので、体調管理に気をつけて無事に年末年始を迎えたいものです。

さて、日本では10月に衆議院選挙が行われ、「103万の壁」について話題になりました。社会保険料については「106万の壁」や「130万の壁」もありますが、今回は所得税の扶養控除等について確認してきたいと思います。

今回のテーマ：扶養控除等と配偶者及び配偶者特別控除

○扶養親族に該当する人の範囲

その年の12月31日時点で、次の要件のすべてに当てはまる方です。

- 1.配偶者以外の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)
- 2.納税者と生計を一にしていること
- 3.年間の合計所得金額が48万円以下(給与のみの場合は給与収入が103万円以下)
- 4.青色申告者の専業従事者としてその年を通じて一度も給与の支払いを受けていないこと
または白色申告者の専業従事者でないこと

○控除対象扶養親族の区分と扶養控除等の金額(年齢は12月31日時点で判定)



| 控除の種類 | | 控除額(所得税) |
|--------|------------------------------------|----------|
| 扶養控除 | 一般の控除対象扶養親族(16歳以上19歳未満・23歳以上70歳未満) | 38万円 |
| | 特定扶養親族(19歳以上~23歳未満) | 63万円 |
| | 老人扶養親族 | |
| | 同居老親等以外の方(70歳以上) | 48万円 |
| | 同居老親等(70歳以上) | 58万円 |
| 障害者控除 | 一般の障害者 | 27万円 |
| | 特別障害者 | 40万円 |
| | 同居特別障害者 | 75万円 |
| 寡婦控除 | | 27万円 |
| ひとり親控除 | | 35万円 |
| 勤労学生控除 | | 27万円 |

16歳未満の扶養親族は年調減税額の対象となりますが、扶養控除の対象とはなりません。

同居特別障害者...特別障害者に該当する方で、所得者、所得者の配偶者または所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を状況としている方

寡婦、ひとり親については以下の表のとおりです。

| ひとり親 | 寡婦 |
|--|--|
| 現に婚姻していない方または配偶者が生死不明などの方で、次の1~3のいずれにも当てはまる方 1.合計所得金額が500万円以下であること 2.総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること 3.事実上婚姻関係と認められる者がいない | 左記の「ひとり親」に当たらない方で、次の1~3のいずれにも当てはまる方 1.合計所得金額が500万円以下であること 2.以下のいずれかに該当すること ・夫と死別した後婚姻をしていない方または夫が生死不明などの方 ・夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方 3.事実上婚姻関係と認められる者がいないこと |
| 寡婦控除とは違いひとり親控除は婚姻歴、性別が不問です。 | |

○配偶者控除

控除対象配偶者とはその年の12月31日時点で次の要件のすべてに当てはまる方です。

- 1.民法の規定による配偶者であること
- 2.納税者と生計を一にしていること
- 3.年間の合計所得金額が48万円以下(給与のみの場合は給与収入が103万円以下)
- 4.青色申告者の専業従事者としてその年を通じて一度も給与の支払いをうけていないこと
または白色申告者の専業従事者でないこと

○配偶者特別控除

配偶者控除に該当しないが、上記の1.2.4の条件に当てはまる場合で、所得金額が48万円超133万円以下であれば配偶者特別控除の対象となります。所得税の控除額は以下の表のとおりです。

本人(所得者)の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除、配偶者特別控除ともに適用されません。

| 配偶者の合計所得金額 | 所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額) | | | 配偶者の収入金額 (配偶者の収入が給与所得だけの場合の 配偶者の給与等収入) | |
|------------|--|--------------------------------------|--|--|-------------------------|
| | 900万円以下 (1,095万円以下) | 900万円超950万円以下 (1,095万円超1,145万円以下) | 950万円超1,000万円以下 (1,145万円超1,195万円以下) | | |
| 配偶者控除 | 48万円以下 | 38万円 | 26万円 | 13万円 | 1,030,000円以下 |
| | 老人控除対象配偶者 | 48万円 | 32万円 | 16万円 | |
| 配偶者特別控除 | 48万円超95万円以下 | 38万円 | 26万円 | 13万円 | 1,030,000円超1,500,000円以下 |
| | 95万円超100万円以下 | 36万円 | 24万円 | 12万円 | 1,500,000円超1,550,000円以下 |
| | 100万円超105万円以下 | 31万円 | 21万円 | 11万円 | 1,550,000円超1,600,000円以下 |
| | 105万円超110万円以下 | 26万円 | 18万円 | 9万円 | 1,600,000円超1,667,999円以下 |
| | 110万円超115万円以下 | 21万円 | 14万円 | 7万円 | 1,667,999円超1,751,999円以下 |
| | 115万円超120万円以下 | 16万円 | 11万円 | 6万円 | 1,751,999円超1,831,999円以下 |
| | 120万円超125万円以下 | 11万円 | 8万円 | 4万円 | 1,831,999円超1,903,999円以下 |
| | 125万円超130万円以下 | 6万円 | 4万円 | 2万円 | 1,903,999円超1,971,999円以下 |
| | 130万円超133万円以下 | 3万円 | 2万円 | 1万円 | 1,971,999円超2,051,999円以下 |
| 133万円超 | 0円 | 0円 | 0円 | 2,051,999円超 | |



研修旅行と望年会

11月8日(金)~11月9日(土)、研修旅行と毎年恒例の望年会を行いました。今年は島根県に行ってまいりました。2日間お休みをいただきありがとうございました。

当日は新型やくもに搭乗し、足立美術館や出雲大社に参拝してリフレッシュすることができました。

これからも日々精進してまいりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。



< Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision
今月の開催日は12月12日(木)です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。
まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。



| 開催日 | 対象者 | 申込期限 |
|-----------|------------------|----------|
| 12月12日(木) | 10・11・12・1月決算法人様 | 12月6日(金) |
| 1月16日(木) | 11・12・1・2月決算法人様 | 1月10日(金) |
| 2月13日(木) | 12・1・2・3月決算法人様 | 2月7日(金) |

< 12月のカレンダー >

| | | |
|----|---|-----------------------------------|
| 10 | 火 | *11月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限 |
| 12 | 木 | *経営計画書作成セミナー: Vision |
| 31 | 火 | *10月決算法人の確定申告及び納付期限 |
| | | *4月決算法人の中間申告・納付期限 |
| | | *消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の1・7月決算法人) |
| | | *消費税等毎月納付(10月分) |

※年末年始のため申告、納付期限は1月6日となります。

当社は赤い羽根共同募金
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

